

フェーズ3後の債務名義による自動車登録申請の留意事項

フェーズ3後の債務名義による自動車登録申請



フェーズ3後においては、例えば、「被告は、原告に対し、別紙自動車目録記載の自動車につき、所有権移転登録手をせよ。」との判決がされた場合等には、当面の間、当該債務名義に係る書面の記録事項証明書を運輸支局等に持参して手続を行う必要があります。自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）は利用できませんので、ご注意ください。フェーズ3後の債務名義による自動車登録手続の留意事項を以下にまとめました。



POINT
1

債務名義の原本がデータになります

- ✓ フェーズ3後は、債務名義の原本が電子判決書・電子調書（和解）等のデータとなります。

POINT
2

自動車登録申請には、債務名義の記録事項証明（書面）が必要です

- ✓ 債務名義に基づいて自動車登録申請をするためには、これまで、判決書等の正本（末尾に「これは正本である」との認証文言が付されたもの）を運輸支局等に提出する必要がありましたが、フェーズ3後の事件については、裁判所から判決書等の正本は送達されません。代わりに、フェーズ3後は、書面の記録事項証明を運輸支局等に提出することになります。電磁的記録でなく、必ず書面の記録事項証明を取得してください。取得方法は次ページ。なお、債務名義が判決の場合には、従前と同様に、判決の確定証明書（書面）も別途取得していただく必要があります（要手数料。取得方法は次ページ末尾参照。）。

書面の記録事項証明の例

記載例

債務名義の末尾の認証用紙上に、下記のような記録事項証明文言が記載され、裁判所書記官の記名押印がされます。

2026/07/08 14:39:27 「電子判決書、東京地方裁判所、令和8年（ワ）第99999号、判決判決.pdf」東京地方裁判所令和8年（ワ）第99999号 裁判所書記官

令和8年7月8日判決書
令和8年（ワ）第99999号 所有権移転登録請求事件
口頭弁論終結日 令和8年5月28日

判 決

東京府千代田区東町●丁目●番
原 告 甲 野 太 郎
同訴訟代理人弁護士 弁 護 次 郎
東京都千代田区千代田蔵が岡●丁目●番●号
被 告 ●●●●金銀株式会社
（以下「被告西野」という。）
同代表者代表取締役 乙 野 三 郎
同訴訟代理人弁護士 守 田 昌 郎
東京都立川市緑町●番●号
被 告 西 野 五 郎
（以下「被告西野」という。）

主 文

1 被告会社は、原告に対し、別紙自動車目録記載の自動車につき、所有権移転登録手をせよ。

1 記録事項証明文言部分

2 裁判所書記官による記名押印



電磁的記録（データ）の記録事項証明を印刷した書面では登録申請できません。

- 電磁的記録の記録事項証明には、裁判所書記官の記名押印ではなく、電子署名が付されています。
- 上記証明を印刷した書面では、電子署名の真正を確認できず、証明力がないので、これを書面の記録事項証明に代えることはできません。

1 本書面の内容が、裁判所のファイルに記録されている事項と同一であることを証明する。

2 令和8年7月8日
東京地方裁判所民事第70部
裁判所書記官 裁判五郎

フェーズ3後の債務名義による自動車登録申請の留意事項

POINT
3

書面の記録事項証明の取得方法



1 書面による債務名義の送達



債務名義が書面により送達される場合

- ✓ 書面の債務名義が郵送等により送達される場合、これまでの判決書等の正本に代わり、**電子判決書等の書面の記録事項証明**が送達されます。
この送達された記録事項証明を用いて自動車登録申請をすることができます。
※弁護士等の場合にはシステム送達が行われるため、書面による送達は受けられません。

2 システムによる債務名義の送達を受けた者が希望する場合



債務名義がシステム送達される場合

- ✓ 債務名義がシステム送達される場合、mintsに電子判決書等がアップロードされた旨の通知がされ、mints上の電子判決書等のデータをダウンロードすることはできますが、これには書記官の記録事項証明文言は付されておらず、自動車登録手続きはできません。
- ✓ 上記のとおり、債務名義がシステム送達される場合には、裁判所から書面の記録事項証明が交付されないため、電子判決書や電子調書等に自動車登録手続きをする主文・和解条項等が含まれている時は、必要な場合には、第一審の裁判所の書記官に対し、書面の記録事項証明の交付を希望する旨をお伝えください。**1回に限り**、手数料を納めていただくことなく、交付をします。
なお、郵送による交付を希望する場合には、宛先を記載した返送用封筒に必要な郵便切手を貼付して提出してください。
- ✓ 2回目以降の交付を希望する場合には、下記3の申請により記録事項証明を取得していただくことになります。

3 記録事項証明の交付(提供)申請

- ✓ 記録事項証明の交付(提供)を希望する場合は、「記録事項証明の交付(提供)申請書」(書式は、[裁判所HP掲載](#))を提出し、申請を行ってください(要手数料)。
- ✓ 郵送での交付(提供)を希望する場合は、宛先を記載した返送用封筒に必要な郵便切手を貼付して、提出してください。
- ※ 判決の確定証明書を取得するには、別途申請が必要です。
「確定証明申請書」(書式は、[裁判所HP掲載](#))を提出し、申請を行ってください(要手数料)。
- ※ 弁護士等の電子提出が義務付けられる方は、書面による申請はできませんので、mintsの新規申立てフォームで「申立種別:その他」を選択して、電子提出をしてください。